

## 災害時における指定緊急避難場所としての施設利用に関する協定書

多摩市（以下「甲」という。）とドキわくランド聖蹟桜ヶ丘店（以下「乙」という。）は、多摩市内に大規模な水害（以下「水害」という。）が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下同じ。）に、乙が管理する施設を指定緊急避難場所として利用することについて、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲が乙の管理する施設の一部を指定緊急避難場所として指定し、水害時において市民の利用に供することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### （指定緊急避難場所として利用できる施設等の周知）

第2条 指定緊急避難場所として利用できる施設（以下「本件施設」という。）の範囲は、別図のとおりとする。

- 2 甲は、本件施設について災害対策基本法49条の4第1項に定める指定緊急避難場所に指定するとともに、これを市民に周知するための必要な措置を講ずるものとする。
- 3 乙は、本件施設について災害対策基本法49条の4第1項に定める指定緊急避難場所であることを市民に周知するための看板及びこれに準ずるものを本件施設に設置するものとする。

### （本件施設の利用不可にかかる報告）

第3条 乙は、本件施設について指定緊急避難場所としての利用が不可能となる事由が生じた場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

### （指定緊急避難場所の開設）

第4条 多摩市内の河川を対象に避難指示が発令された場合、乙は本件施設を地域住民等に指定緊急避難場所として提供する。

### （指定緊急避難場所の管理）

第6条 災害時の指定緊急避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

- 2 指定緊急避難場所を閉鎖する場合、甲は、避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

### （費用負担）

第7条 本件施設の指定緊急避難場所としての利用料は無料とする。

- 2 指定緊急避難場所の管理運営に係る費用及び避難者によって指定緊急避難場所に生じた損害は、甲が負担するものとする。

(利用期限)

第8条 指定緊急避難場所の利用期間は、水害発生の日から1日以内とする。

(指定緊急避難場所の終了)

第9条 甲は、水害の終息が図られた場合、または、避難者を避難所等へ誘導した場合など、本件施設の指定緊急避難場所としての利用を終了する際は、本件施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に明け渡すものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲乙のいずれからも申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例による。

(免責事項)

第11条 乙は、本件施設が指定緊急避難場所として使用され、地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(協議)

第12条 本協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、または本協定に定めのない事項については、甲乙にて協議のうえ定めるものとする。

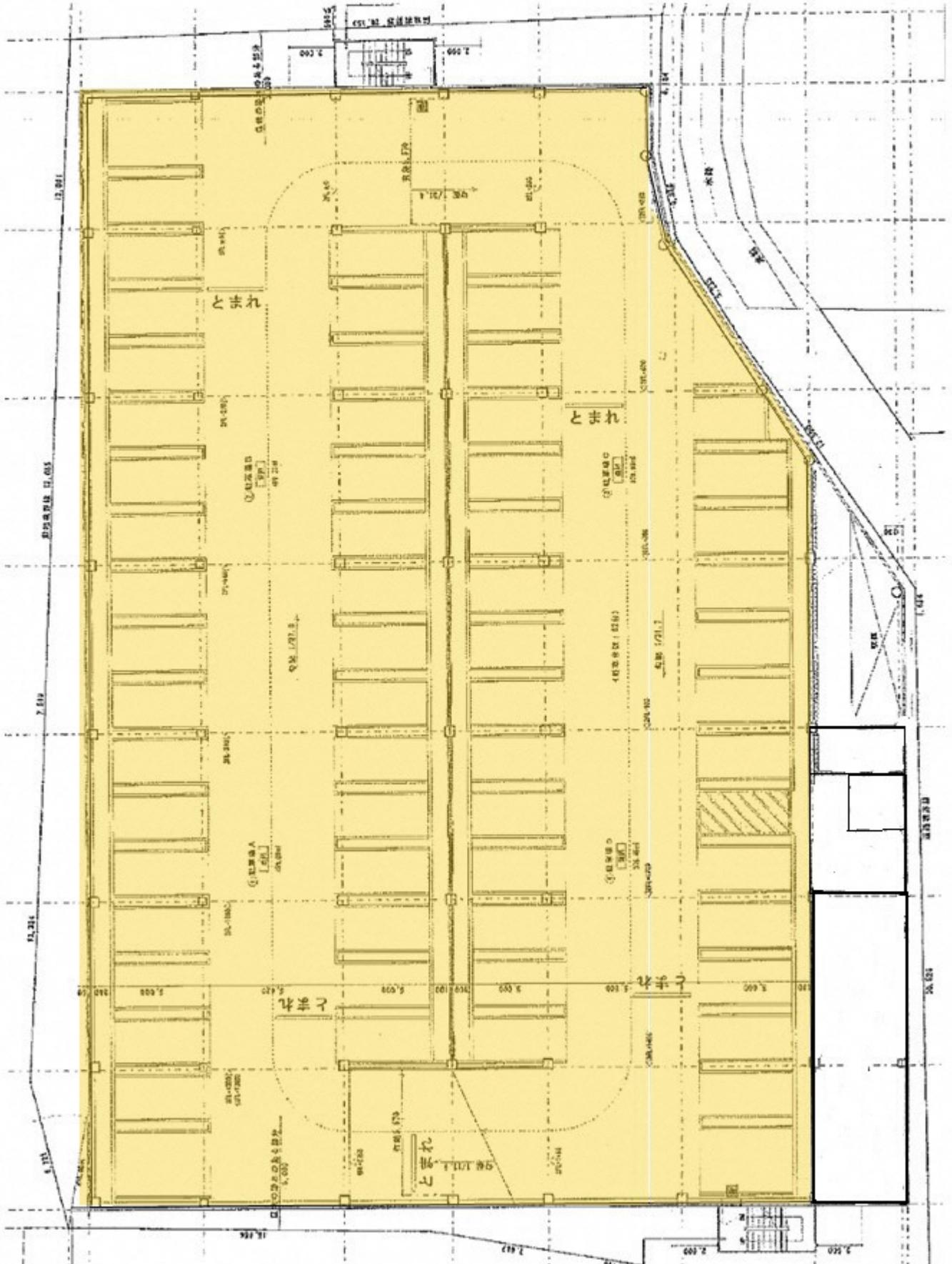
本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙の記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年4月1日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1  
東京都多摩市  
代表者 市長 阿部裕行

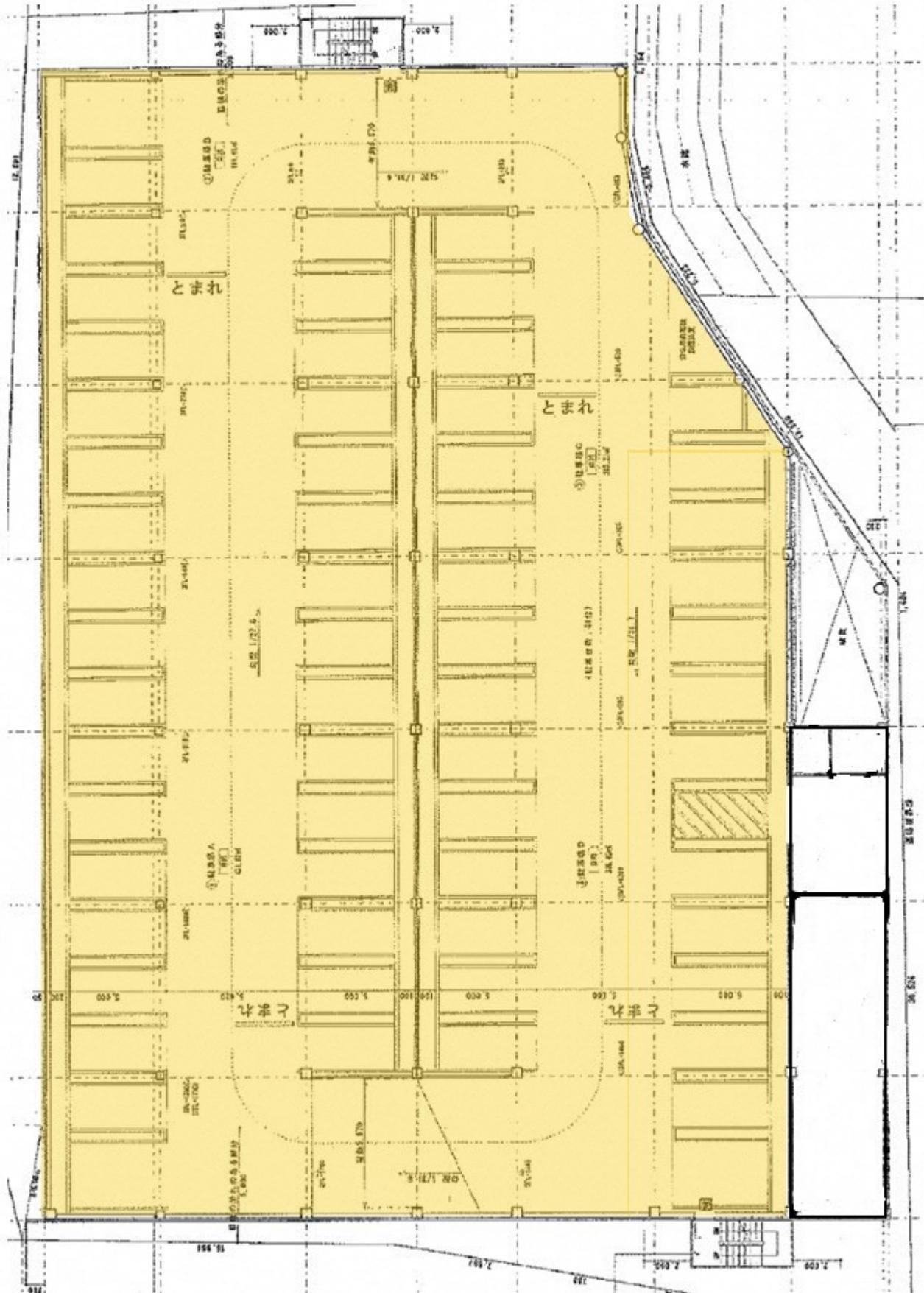
乙 東京都立川市錦町一丁目12番14号  
株式会社 悠輝  
代表取締役社長 岩谷東明

# 立体駐車場 2階



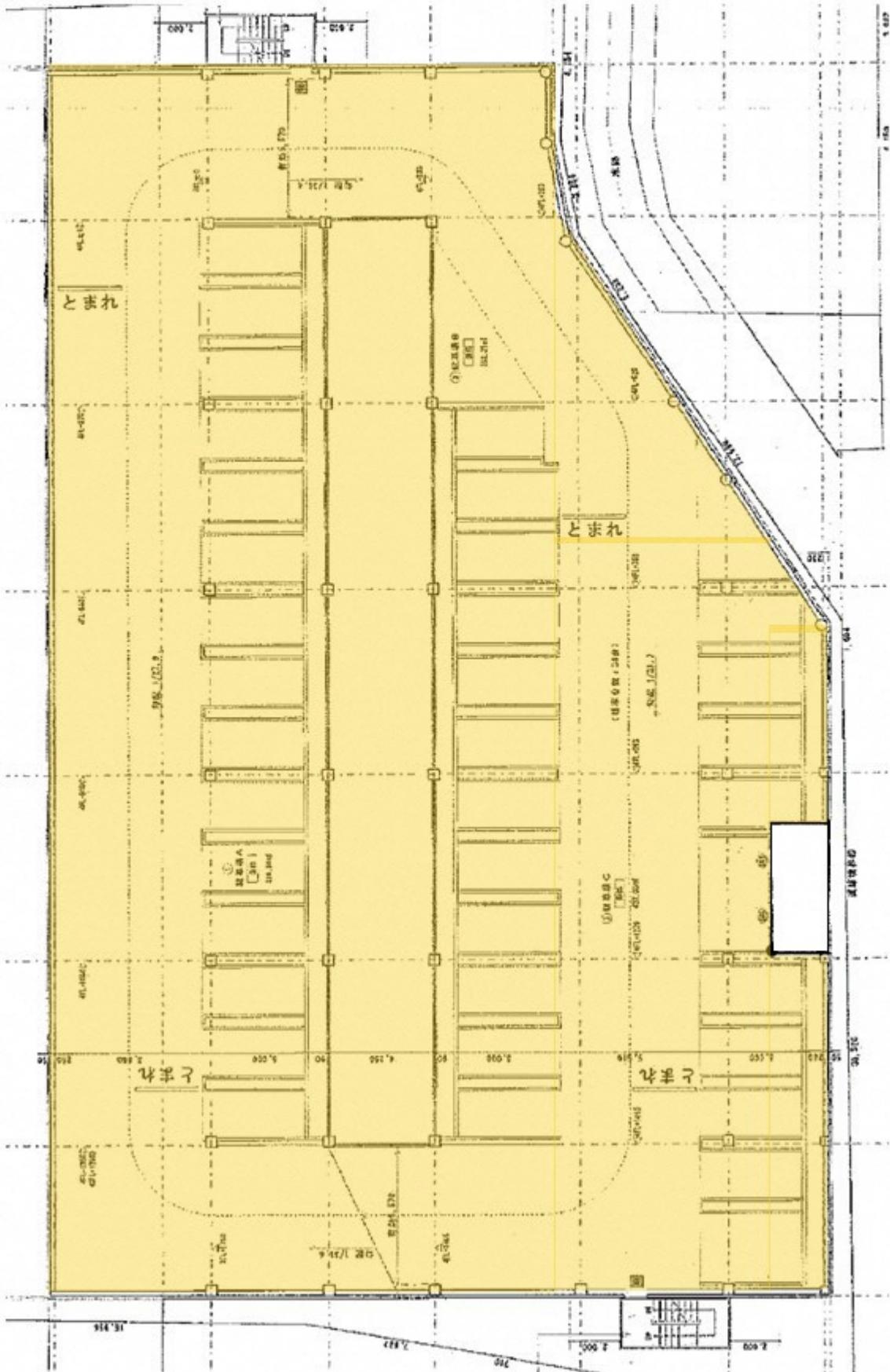
オレンジ色部分=指定緊急避難場所使用部分

# 立体駐車場 3階



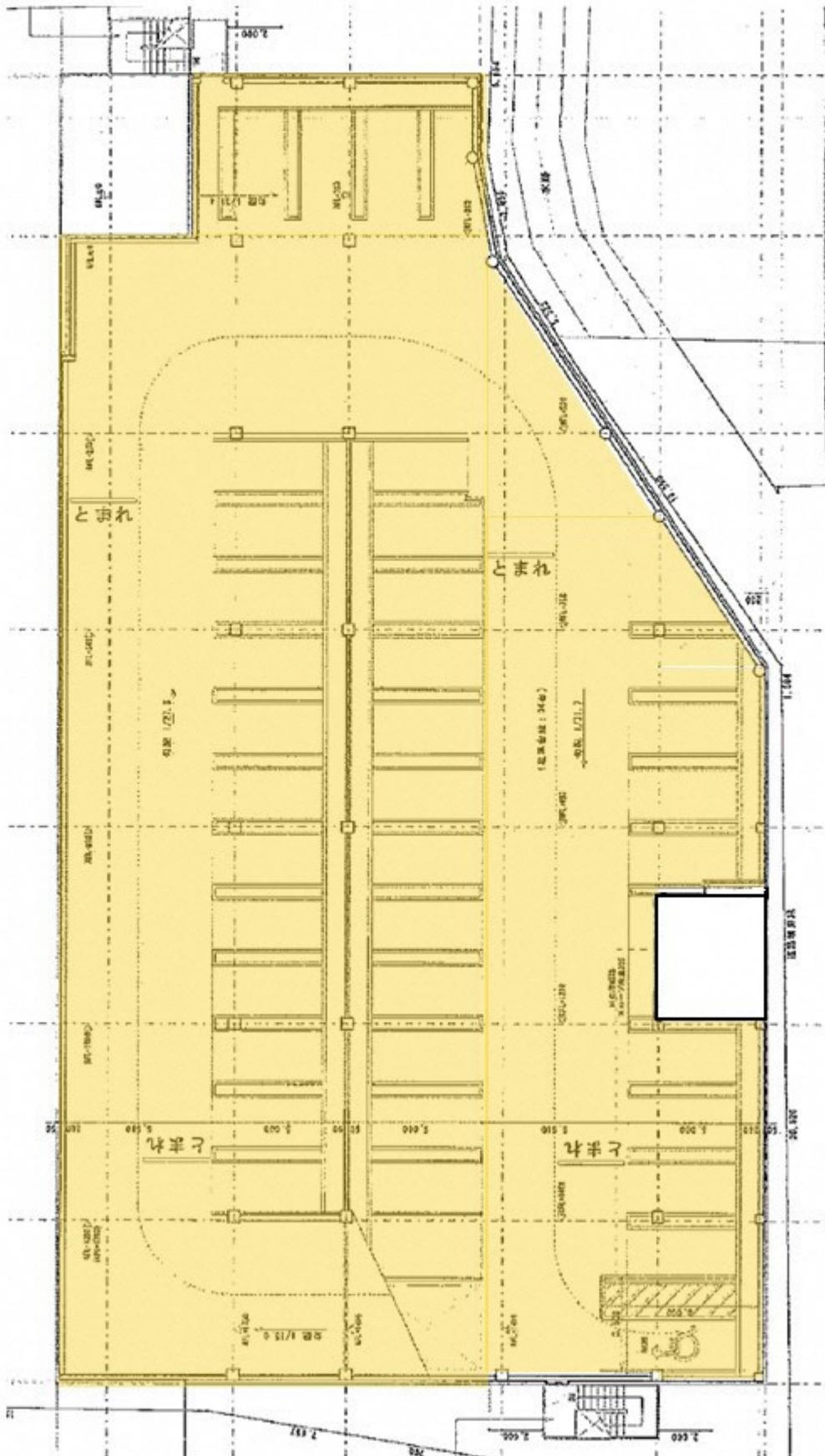
オレンジ色部分 = 指定緊急避難場所使用部分

# 立体駐車場 4階



オレンジ色部分=指定緊急避難場所使用部分

# 立体駐車場 屋上階



オレンジ色部分 = 指定緊急避難場所使用部分